

議案第 80 号

東京都板橋区長等の退職手当に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を東京都板橋区議会会議規則第 12 条第 1 項の規定
により提出する。

令和 4 年 9 月 22 日

提出者

板橋区議会議員

石 川 すみえ

山 田 ひでき

山 内 え り

吉 田 豊 明

南 雲 由 子

荒 川 な お

いわい 桐 子

五十嵐 やす子

竹 内 愛

小 林 おとみ

井 上 温 子

かなざき 文子

東京都板橋区長等の退職手当に関する条例の一部を改正
する条例

東京都板橋区長等の退職手当に関する条例（昭和35年板橋区条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「板橋区長等」を「板橋区副区長及び教育委員会教育長」に改める。

第1条中「、区長」を削り、「区長等」を「副区長等」に改める。

第2条中「区長等」を「副区長等」に改める。

第3条の表を次のように改める。

副区長	勤続期間1年につき	100分の310
教育長	同	100分の240

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

（東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

2 東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例（平成3年板橋区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「板橋区長等」を「板橋区副区長及び教育委員会教育長」に、「区長等」を「副区長等」に、「副区長 同」を「副区長 勤続期間1年につき」に、「常勤の監査委員 同」を「常勤の監査委員 勤続期間1年につき」に改める。

（提案理由）

退職手当制度の適正化を図る必要があるため。

東京都板橋区長等の退職手当に関する条例 新旧対照表

新	旧															
<p>○東京都<u>板橋区副区長及び教育委員会教育長</u>の退職手当に関する条例</p> <p>昭和 35 年 3 月 25 日東京都板橋区条例第 1 号</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は<u> </u>、副区長及び教育委員会教育長（以下「副区長等」という。）の退職手当について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第 2 条 退職手当は、<u>副区長等</u>が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。<u>副区長等</u>が任期満了により退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び<u>副区長等</u>に就職したときも、また同様とする。</p> <p>(普通退職の場合の退職手当の額)</p> <p>第 3 条 退職手当の額は、退職の日における給料月額に、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td><u>副区長</u></td> <td>勤続期間 1 年につき</td> <td>100 分の 310</td> </tr> <tr> <td><u>教育長</u></td> <td>同</td> <td>100 分の 240</td> </tr> </table> <p>以下略</p>	<u>副区長</u>	勤続期間 1 年につき	100 分の 310	<u>教育長</u>	同	100 分の 240	<p>○東京都<u>板橋区長等</u>の退職手当に関する条例</p> <p>昭和 35 年 3 月 25 日東京都板橋区条例第 1 号</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>区長、副区長</u>及び教育委員会教育長（以下「区長等」という。）の退職手当について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第 2 条 退職手当は、<u>区長等</u>が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。<u>区長等</u>が任期満了により退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び<u>区長等</u>に就職したときも、また同様とする。</p> <p>(普通退職の場合の退職手当の額)</p> <p>第 3 条 退職手当の額は、退職の日における給料月額に、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td><u>区長</u></td> <td>勤続期間 1 年につき</td> <td>100 分の 450</td> </tr> <tr> <td><u>副区長</u></td> <td>同</td> <td>100 分の 310</td> </tr> <tr> <td><u>教育長</u></td> <td>同</td> <td>100 分の 240</td> </tr> </table> <p>以下略</p>	<u>区長</u>	勤続期間 1 年につき	100 分の 450	<u>副区長</u>	同	100 分の 310	<u>教育長</u>	同	100 分の 240
<u>副区長</u>	勤続期間 1 年につき	100 分の 310														
<u>教育長</u>	同	100 分の 240														
<u>区長</u>	勤続期間 1 年につき	100 分の 450														
<u>副区長</u>	同	100 分の 310														
<u>教育長</u>	同	100 分の 240														

ω

東京都板橋区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例付則第2項関係
(東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例の改正)

○東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例

平成3年7月8日東京都板橋区条例第35号

第1条～第4条 略

(支給方法等)

第5条 略

2・3 略

4 東京都板橋区副区長及び教育委員会教育長の退職手当に関する条例(昭和35年板橋区条例第1号)第2条から第6条までの規定は、常勤の監査委員の退職手当について準用する。この場合において、同条例第2条中「副区長等」とあるのは「常勤の監査委員」と、同条例第3条の表中「副区長勤続期間1年につき 100分の310」とあるのは「常勤の監査委員 勤続期間1年につき 100分の200」と読み替えるものとする。

以下略

○東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例

平成3年7月8日東京都板橋区条例第35号

第1条～第4条 略

(支給方法等)

第5条 略

2・3 略

4 東京都板橋区長等 _____ の退職手当に関する条例(昭和35年板橋区条例第1号)第2条から第6条までの規定は、常勤の監査委員の退職手当について準用する。この場合において、同条例第2条中「区長等」とあるのは「常勤の監査委員」と、同条例第3条の表中「副区長同 _____ 100分の310」とあるのは「常勤の監査委員 同 _____ 100分の200」と読み替えるものとする。

以下略